

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現 行						改 正						備 考
国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程 平成16年 4月 7日 16 経教 規程第58号 第1条～第13条 省略 (宿舎修繕維持経費) 第13条の2 本学が所有する宿舎の修繕に要する費用は、次のとおりとし、当該宿舎の区分に応じて本学に勤務する宿舎入居者に限り、料金を徴収するものとする。 (金額単位：円)						第1条～第13条 省略(現行どおり) (宿舎修繕維持経費) 第13条の2 本学が所有する宿舎の修繕に要する費用は、次のとおりとし、当該宿舎の区分に応じて料金を徴収するものとする。 <u>ただし、国立大学法人東京農工大学宿舎取扱要項附則第2条第1項に該当する場合は徴収しない。</u> (金額単位：円)						
宿舎名	標準月額宿舎修繕維持経費(一戸当たり)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降	宿舎名	標準月額宿舎修繕維持経費(一戸当たり)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降	
府中寮・小金井寮	900	900	900	900	900	府中第2職員宿舎・小金井第2職員宿舎	3,200	1,000	2,000	3,200	3,200	
府中第2職員宿舎・小金井第2職員宿舎	3,200	1,000	2,000	3,200	3,200	府中幸町宿舎・府中第4住宅	4,100	1,000	2,000	3,000	4,100	
府中幸町宿舎・府中第4住宅	4,100	1,000	2,000	3,000	4,100							
(注) なお、修繕維持経費は、平成17年度から月額1,000円を上限として、標準月額宿舎修繕維持経費となるまで、毎年度加算していくものとする。ただし、加算額の累計と標準月額宿舎修繕維持経費の差が、1,000円未満となる場合には当該年度に加算する。						(注) なお、修繕維持経費は、平成17年度から月額1,000円を上限として、標準月額宿舎修繕維持経費となるまで、毎年度加算していくものとする。ただし、加算額の累計と標準月額宿舎修繕維持経費の差が、1,000円未満となる場合には当該年度に加算する。						
第14条～第22条 省略(現行どおり) 附 則 省略						第14条～第22条 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)						

附 則 (22経教規程第43号)

この規程は、平成22年11月1日から施行し、平成22年10月1日から適用する。